

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年呉市条例第16号）第20条第3項の規定によつて、令和6年度において呉市から発生する一般廃棄物並びに江田島市（可燃ごみに限る。）及び愛媛県今治市（関前地区）から発生する一般廃棄物の処理実施計画を次のとおり定めます。

令和6年4月1日

呉市長 新原 芳明



1 収集区域の範囲

(1) 行政区域内人口

204,415人（令和6年3月末日推計人口）（注1）

(2) 固形状一般廃棄物

区 分	人 口
計画処理区域内人口	204,415人
計画収集人口	204,415人

(3) 液状一般廃棄物

区 分	人 口
1 計画処理区域内人口	204,415人
(1) 水洗化・生活雑排水処理人口	191,887人
ア コミュニティ・プラント	660人
イ 合併処理浄化槽	3,978人
ウ 下水道	184,448人
エ 農業（漁業）集落排水施設	2,801人
(2) 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）	5,821人
(3) 非水洗化人口	9,608人
2 計画処理区域外人口	0人

（注1）江田島市、今治市関前地区の人口を除く。

2 収集する一般廃棄物の種類は、次のとおりとします。

(1) 固形状一般廃棄物

一般家庭から排出された固形状一般廃棄物の収集は、次のとおりとします。

可燃ごみ	台所のごみ、紙類、木切れ、プラスチック（白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」という。）を除く。）、皮、ゴム、布類等の燃えるごみ
不燃ごみ	金属類、陶器類、ガラス類等の燃えないごみ
粗大ごみ	家具類、寝具類、家電製品（家電リサイクル法及びPCリサイクル法に該当するものを除く。）等の大型ごみ
資源物	缶類、びん類、紙類、ペットボトル、白色トレイ、衣類品等（古着・古布・シーツ・タオル）、小型家電（回収ボックスに入るもの）
有害・危険ごみ	乾電池、小型充電式電池、モバイルバッテリー、蛍光灯・HIDランプ、水銀体温計、スプレー缶、小型カセットボンベ、使い捨てライター等

(2) 液状一般廃棄物

一般家庭及び事業所等から排出された液状一般廃棄物の収集は、次のとおりとします。

種類	内容
し尿	くみとり便槽から排出されたし尿
浄化槽汚泥	浄化槽から清掃時に排出された汚泥
有機性廃棄物	集落排水処理施設等から排出された汚泥

3 一般廃棄物の排出状況

計画処理区域内の一般廃棄物の量は、次のとおりとします。

可燃ごみ	54,280 t
不燃ごみ	2,105 t
粗大ごみ	2,075 t
資源物	5,321 t
有害・危険ごみ	115 t
直接搬入ごみ (汚泥を含む。)	8,995 t (可燃分4,830 t, 不燃分125 t, 粗大分3,990 t, 埋立て50 t)
し尿	10,010 kl
浄化槽汚泥	16,610 kl
有機性廃棄物	80 kl

4 一般廃棄物の処理主体

区 分			収集・運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	家庭系	呉市	市(直営) 14,220 t	焼却 市(委託) 67,100 t	埋立て 市(委託) 7,995 t
		江田島市	市(委託) 18,790 t		
		今治市	6,850 t		
	事業系	許可 14,360 t			
不燃ごみ	家庭系	呉市	市(直営) 1,510 t	破碎 市(委託) 8,330 t	
		今治市	市(委託) 150 t		
	事業系	許可 440 t			
粗大ごみ	家庭系	呉市	市(直営) 1,350 t		
		今治市	市(委託) 100 t		
	事業系	許可 620 t			
直接搬入 ごみ	家庭系	呉市	3,480 t		
		今治市	10 t		
	事業系		5,505 t		
資源物	家庭系		市(直営) 156 t	分別・保管 市(直営) 156 t	業者引渡し 5,323 t
			市(委託) 5,165 t		
有害・危険 ごみ	家庭系	呉市	市(委託) 115 t	分別・保管 市(委託) 110 t	業者引渡し 110 t
し尿		呉市	市(委託) 3,310 kℓ	市(委託) 2,662 kℓ	
		今治市	許可 6,690 kℓ		
浄化槽汚泥		呉市	10 kℓ		
		今治市	許可 16,600 kℓ		
有機性廃棄物		呉市	10 kℓ	市(運営委託) 80 kℓ	
			許可 80 kℓ		

5 処理計画

(1) 収集・運搬計画

ア 収集方法及び収集回数

(ア) 家庭系ごみ

5種16分別で、市の指定場所（ステーション等）からの収集とし、収集頻度は次のとおりとします。

ただし、事業活動により出た廃棄物、引越し、日曜大工、庭木の剪定等で一時的に多量に出た廃棄物、並びに特定家庭用機器再商品化法施行令第1条に規定する機械器具及び資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第8に規定するパーソナルコンピューター（小型家電回収ボックスに入るものは除く。）は、収集しないものとします。

区 分		回収頻度
可燃ごみ		週2回
不燃ごみ		週1回
粗大ごみ		月1回
資源物 (12分別)	びん類(3分別)	月2回程度
	紙類(4分別)	
	缶類	
	ペットボトル	
	白色トレイ	随時
	衣類品等 (古着・古布・シーツ・タオル)	
	小型家電	
有害・危険ごみ		月1回

(イ) 直接搬入ごみ

事業者及び占有者（1日平均5kg以上の排出世帯）から排出された一般廃棄物の収集運搬については、当該排出者自らが行う又は呉市が許可した一般廃棄物処理業者への委託によるものとし、直接焼却処理施設及び破碎選別施設において処分を行います。

(ウ) し尿及び浄化槽汚泥

収集・運搬の方法は、各戸からの収集とし、し尿については音戸地区、倉橋地区を除く呉市内全域等を委託、音戸地区、倉橋地区については許可業者が行います。

また浄化槽汚泥については全て許可業者が収集・運搬を行うものとし、し尿と共にし尿処理施設において処分を行います。

種 類	収集方法等
し 尿	定期収集：おおむね月1回収集
	不定期収集：申請により収集（注2）
浄化槽汚泥	一般廃棄物収集運搬業の許可を有する浄化槽清掃許可業者が浄化槽管理者等の依頼に基づき収集
有機性廃棄物	一般廃棄物収集運搬業の許可を有する浄化槽清掃許可業者が浄化槽管理者等の依頼に基づき収集

（注2） 不定期収集については、事業活動に伴い設置された仮設トイレの収集等で定期収集以外のもの

イ 排出方法

可燃ごみ		指定の袋に入れ、結びしろを結んで出す。
不燃ごみ		
粗大ごみ		指定のシールを貼って出す。
資源物	びん類	指定の容器又は網に入れ、紙類は十文字に縛って出す。
	紙類	
	缶類	
	ペットボトル	
	白色トレイ	無料回収ボックスに入れる。
	衣類品等	
	小型家電	
有害・危険ごみ		コンテナに入れる。

(2) 中間処理計画

ア 廃棄物処理施設及び処理量

(ア) 施設名 クリーンセンターくれ (焼却処理施設)

所在地	呉市広多賀谷3丁目9番3号			
処理方式	全連続燃焼方式 (流動床式焼却炉)			
処理能力	380 t/日			
処理量	市 (直営)	14,840 t	市 (委託)	18,850 t
	直接搬入ごみ	4,200 t	許可業者	14,360 t
	江田島市	6,850 t	破砕ごみ	8,000 t

(イ) 施設名 クリーンセンターくれ (破砕選別施設)

所在地	呉市広多賀谷3丁目9番3号			
処理方式	2軸及び回転式			
処理能力	55 t/5h			
処理量	市 (直営)	2,860 t	市 (委託)	250 t
	直接搬入ごみ	4,160 t	許可業者	1,060 t

(ウ) 施設名 呉市資源化施設

所在地	呉市広多賀谷4丁目地内
-----	-------------

a 空き缶選別圧縮処理保管

処理方式	磁選機・アルミ選別機による分別・圧縮
処理能力	5 t/日 (5 h)
処理量	305 t

b カレット選別保管

処理方式	トリッパー式ベルトコンベアによる手選別
処理能力	193 m ³
処理量	1,000 t

c 紙類保管

処理方式	品目別にストックヤードに保管
処理能力	183m ³
処 理 量	3,475t

d 有害ごみ処理保管（蛍光灯／水銀体温計）

処理方式	ドラム缶に封入し、委託処理
処理能力	1,000本/h
処 理 量	5t

e 有害ごみ処理保管（乾電池）

処理方式	ソフトバッグに封入し、委託処理
処理能力	60t

f ペットボトル処理保管

処理方式	圧縮・結束
処 理 量	385t

g 白色トレイ処理保管

処理方式	密封梱包
処 理 量	1t

h 衣類品等保管

処理方式	ストックヤードに保管
処 理 量	140t

i 小型家電保管

処理方式	ストックヤードに保管
処 理 量	15t

j 危険ごみ選別保管（使い捨てライター、スプレー缶等）

処理方式	品種ごとに手選別し、梱包又は圧縮
処 理 量	50t

イ し尿等の受入・処理を行う施設及び処理量

(7) 施設名 呉市東部処理場（し尿等前処理施設）

所在地	呉市広多賀谷3丁目9番1号		
処理方式	固液分離+希釈+下水道放流方式, 汚泥助燃剤化方式		
処理能力	88 kℓ/日		
処理量	し尿	許可業者 730 kℓ	委託 2,910 kℓ
	浄化槽汚泥	許可業者 5,180 kℓ	
	有機性廃棄物	許可業者 80 kℓ	

(イ) 施設名 呉市新宮浄化センター

所在地	呉市光町3番4号 他		
処理方式	標準活性汚泥方式		
処理能力	52,200 m ³ /日 (うち, し尿処理能力 130 kℓ/日)		
処理量	し尿	許可業者 210 kℓ	委託 410 kℓ
	浄化槽汚泥	許可業者 3,460 kℓ	

(ウ) 施設名 長門園

所在地	呉市倉橋町4818番地		
処理方式	膜分離高負荷脱窒素方式		
処理能力	40 kℓ/日		
処理量	し尿 5,750 kℓ	浄化槽汚泥	7,970 kℓ

(3) 最終処分計画

ア 最終処分場

施設名	呉市一般廃棄物最終処分場		
所在地	呉市焼山町字打田619番地1外		
埋立て面積	18,722 m ²		
埋立て容量	272,197 m ³		
浸出水処理	凝集沈殿処理後下水道排除		
処理量	6,530 m ³ (7,885 t)		
	<内訳>	溶融スラグ	1,670 m ³ (2,195 t)
		固化物	1,460 m ³ (1,575 t)
		不燃物	3,400 m ³ (4,115 t)

6 ごみの排出抑制・資源化計画

(1) 排出抑制の方法

ア 有料指定袋・シールによるごみステーション収集を実施し、ごみ処理施設への直接搬入については、処理手数料を徴収します。

イ レジ袋有料化を継続します。

(2) 資源化促進の方法及び資源物の量

- ア 資源物の分別・ステーション収集を実施します。
- イ 白色トレイ・衣類品等・小型家電の拠点回収を実施します。
- ウ 資源集団回収
 - (ア) 各種団体（自治会，子ども会等）による資源集団回収活動を実施します。
 - (イ) 資源集団回収活動実施団体に対し報償金を交付します。
 - (ウ) 資源物の分別収集を実施します。

資源集団回収	2, 700 t
分別収集	5, 436 t
合計	8, 136 t

(3) ごみの分別・適正処理

安全なごみ収集やごみ処理のための小型充電式電池等を有害危険ごみとして収集しています。

(4) 広報の方法

- ア 「市政だより」，「ごみ出しカレンダー」，ごみ出しアプリ「さんあ〜る」，HP で周知します。
- イ 施設見学及び見学時における説明を実施します。
- ウ 児童向け小冊子を作成し，施設見学時又は説明会実施時に配布します。
- エ 出前環境講座を実施します。

7 一般廃棄物処理業の許可取扱い

(1) 固形状一般廃棄物に係る収集運搬業の許可

市が直営で収集を行うごみについては，現状の体制で収集運搬が困難となっていないため，既存の一般廃棄物収集運搬業者に対しては，引き続き許可を行うこととし，原則として新規の許可は行わないものとします。

(2) 液状一般廃棄物に係る収集運搬業の許可

し尿、浄化槽汚泥の収集運搬は，現状の体制で収集運搬が困難となっていないため，既存の一般廃棄物収集運搬業者に対しては，引き続き許可を行うこととし，原則として新規の許可は行わないものとします。

(3) 一般廃棄物処分業の許可

現行の処理体制において，市の処理施設及び既存の許可業者で処理計画の円滑かつ的確な遂行が確保されているため，原則として新規の許可は行わないものとします。